

平成 20 年 3 月 10 日

大 阪 市 総 務 局  
〔 田 中 人 事 担 当 課 長 〕  
TEL06－6208－7510

カードリーダー不正打刻等にかかる調査結果について

大阪市では、カードリーダーの不正打刻や職務専念義務違反について調査を行い、結果がまとまりましたので、別紙のとおり報告いたします。

出退勤の際に、職員証を他人に預けたり、預かったりしてカードリーダーへ打刻した事例や通院・葬儀等で職務専念義務違反となるような事例はありましたが、建設局の十八条下水道センターの事案のようなカードリーダーへの不正打刻による超過勤務手当の不正受給は確認されませんでした。

なお、懲戒処分や給与の返還につきましては、今後、さらに事実関係の精査を行い、適正に対処してまいります。

## 1 調査の趣旨

職員の出退勤管理について、平成 18 年 10 月 1 日に勤務状況事務処理システムを導入しましたが、これは、職員本人が職員証を自らカードリーダーにかざすことにより、出退勤時刻を正確に記録し、適正な勤怠管理を行っていくことを目的としたものであります。

しかしながら、この間、職員証を他人に預けるなどして、不正に出退勤時刻を記録させるという事例が相次いで発覚したため、これらに対し、厳正に処分を実施し、適正な手続きを求めてきたところであります。

このような厳正な処分を含め、出退勤管理の適正化を図ってきたにもかかわらず、今般、勤務状況事務処理システムの信頼性を揺るがす悪質な事案が発生し、報道されるに至りました。

このため、市民に対する説明責任を果たす観点から、カードリーダーの不正打刻や、職務専念義務に違反する行為の有無について、全市的な調査を行うこととしたものであります。

## 2 調査の概要

(1) 調査期間：平成 20 年 2 月 12 日～26 日

(2) 調査対象期間：平成 18 年 10 月 1 日～実施日（平成 20 年 2 月 12 日）

(3) 対象となる職員：全職員を対象

(4) 調査内容

① 出退勤の手続きに際し、職員証を他人に預けたり、又は預かったりして不正にカードリーダーの打刻をしたことがあるか。

② ①に関して、打刻をしていないが頼まれたことがあるか、あるいは、不正打刻について見聞きしたことがあるか。

③ 職務専念義務違反となるような行為をしたことがあるか。

④ ③に関して、職務専念義務違反について、見聞きしたことがあるか。

以上の 4 点に関し、ヒアリングにより調査を行いました。

### 3 調査の結果

#### ①について

出退勤の手続きに際し、職員証を他人に預けたり、又は預かったりしてカードリーダーの打刻をしたことがある事例…………… 38 人

##### 【主な内容】

- ・ 自ら打刻する手間を惜しんだための代理打刻事例  
(7 人：預けた 2 人・預かった 2 人・両方 3 人)
- ・ 午後半休取得の際に昼休み中に退庁するための代理打刻事例  
(6 人：預けた 2 人・預かった 2 人・両方 2 人)
- ・ 出勤の際に遅刻しそうになったための代理打刻事例  
(6 人：預けた 1 人・預かった 5 人)
- ・ 退勤の際に打刻を忘れたための代理打刻事例  
(5 人：預けた 2 人・預かった 3 人)
- ・ 市内出張の際に直接帰るための代理打刻事例  
(4 人：預けた 3 人・預かった 1 人)

#### ②について

出退勤の手続きに際し、カードリーダーへの打刻をしていないが頼まれたことがあるか、不正打刻について見聞きしたことがある事例…………… 33 人

##### 【主な内容】

- ・ 一人の職員が複数のカードを打刻しているのを目撃した事例 (10 人)
- ・ 同僚等に代理打刻を依頼しているのを目撃した事例 (3 人)
- ・ 代理打刻を依頼されたが、本人が打刻できることとなったため代理打刻に至らなかった事例 (3 人)
- ・ 同僚等から代理打刻を依頼されたが断った事例 (2 人)
- ・ 同僚等から代理打刻を依頼されたが他の者に再依頼した事例 (2 人)
- ・ 後日出勤簿にまとめ押印をした事例 (2 人) \* 学校園の事例

#### ③について

職務専念義務に違反するような行為をしたことがある事例…………… 44 人

##### 【主な内容】

- ・ 通院 (18 人)      ・ 葬儀 (6 人)      ・ 買い物 (5 人)
- ・ 目的不明 (8 人)

#### ④について

職務専念義務に違反するような行為について見聞きしたことがある事例… 80 人

##### 【主な内容】

- ・ 目的不明 (37 人)      ・ 通院 (16 人)      ・ 葬儀 (7 人)
- ・ 買い物 (7 人)      ・ 昼休みになる前に食事 (5 人)

(別紙)

カードリーダー不正打刻等にかかる調査結果(所属別件数)

(単位：人)

| 所 属 名        | ①         | ②        | ③         | ④          |
|--------------|-----------|----------|-----------|------------|
| 経 営 企 画 室    |           |          |           | 1          |
| 総 務 局        |           |          | 1         | 3          |
| 財 政 局        |           | 1        | 2         | 1          |
| 契 約 管 財 局    | 2         |          |           |            |
| 計 画 調 整 局    | 2         |          |           |            |
| 健 康 福 祉 局    | 8         | 3        | 1         | 8          |
| こ ども 青 少 年 局 |           |          | 1         | 2          |
| 環 境 局        | 6         | 2        | 15        | 14         |
| 建 設 局        | 14<br>(6) | 7<br>(5) | 14<br>(0) | 20<br>(17) |
| 港 湾 局        |           | 3        | 2         | 4          |
| 淀 川 区        |           | 5        |           |            |
| 鶴 見 区        |           | 1        |           | 1          |
| 水 道 局        | 5         | 4        | 1         | 1          |
| 学 校 園        | 1         | 7        | 7         | 25         |
| 合 計          | 38        | 33       | 44        | 80         |

※ 重複者あり：①④ 5 名、②④ 12 名、③④ 7 名

※ 部長級：③ 2 名 課長級：③ 1 名

※ 建設局の（ ）内の数字は、十八条下水道センターで同僚職員に対する傷害容疑で逮捕された職員に関する事例である。